

五月会会則

第一章 総 則

★ 第1条 【名 称】香蘭ファッションデザイン専門学校（旧 香蘭女学院）の同窓会を五月会と称する。

★ 第2条 【場 所】本会の事務局は香蘭ファッションデザイン専門学校事務局内に置く。

第3条 【目 的】本会は会員の親睦を図り母校の発展を目的とする。

第4条 【事 業】本会は前条の目的を達成するため次の事を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会員名簿の整理
- (3) 会員相互の親睦を深めるための行事
- (4) 在校生の勉学向上の為の支援

第二章 会 員

第5条 【会 員】本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 香蘭ファッションデザイン専門学校（旧 香蘭女学院）を卒業したもの。転退学生を含む（ただし、転退学生の場合はクラス幹事の推薦を必要とし、会長の承認を得なければならない）
- (2) 特別会員 香蘭ファッションデザイン専門学校（旧 香蘭女学院）の現職員及び元職員であったもの。

第6条 【会 費】本会の正会員は終身会費として、5,000円を納入する。
会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

★ 第7条 会員は住所・氏名等を変更した時は、直ちにその旨を本会事務局とクラス幹事に届けるものとする。

第三章 役員・クラス幹事

第8条 (1) 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 監査2名 会計2名
書記5名 学内役員3名

(2) 本会に各クラスよりクラス幹事2名を置く。

第9条 (1) 会長、副会長、監査、会計、書記の選任方法は総会において正会員の中から選出する。

(2) 学内役員は学内職員より推薦される。

(3) クラス幹事は卒業時に各クラスより選出する。これを会長に報告し、変更の場合は会長の承認を受ける。

第10条 (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握し、役員会・合同会議及び総会を招集する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はそれを代行する。

(3) 監査は、本会の業務、会計の監査を行う。

(4) 会計は、本会の業務、会計の経理を担当する。

(5) 書記は、本会の業務、役員会、総会及び諸会合の記録を行う。
会員名簿台帳の確認をする。

(6) 学内役員は、本会の業務を掌握し、学校と会長との連絡を密にする。

★ (7) クラス幹事は、クラス正会員との繋がりを維持する。

第11条 各役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

役員が欠員の場合、これを補充する。但しその任期は前任者の残任期間とする。

第 四 章 役員会・合同会議

第 12 条 (1) 役員会は、会長、副会長、監査、会計、書記、学内役員により構成され、必要に応じてこれを招集する。

(2) 合同会議は、役員とクラス幹事を以って構成され、必要に応じてこれを招集する。

第 13 条 本会の役員は第 4 条の事業を行う為の原案作成、およびその実施に当たる。

第 14 条 合同会議は、役員会で出された原案を検討し、総会に提案する。

第 五 章 総 会

第 15 条 総会は定時総会および臨時総会とする。

★ 第 16 条 定時総会は年 1 回開催する。(大手門祭時を予定)

第 17 条 臨時総会は役員会で必要と認めた時、これを招集する。

第 18 条 総会の詳細は、役員会並びにクラス幹事が会員に通知する。

第 19 条 総会で行う事項は次の通りである。

(1) 事業報告および収支決算の承認

(2) 事業計画および収支予算の決定

(3) 役員を選出

(4) その他本会運営のために必要な重要事項の議決

第 20 条 本会の総会は出席会員の多数決によってこれを決し、可・否同数の時は、議長が決するところによる。

第 21 条 議長は会長を除く役員並びに正会員の中より互選によって決定する。

第六章 会 計

- 第 22 条 本会の経費は会費をもってこれに当て、決算において余剰金がある時は、次年度に繰り越す。
- 第 23 条 本会の収支予算は役員会で編成し、総会においてこれを定め、その予算監査を経た後、次回総会に提出して承認を受けるものとする。
- 第 24 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 補 則

- 第 25 条 本会の会則の改正は総会の可否を必要とする。
- 第 26 条 改正された会則は成立の日からこれを施行する。
- 第 27 条 役員に、交通費及び反省会費として、下記を支給する。
- ・役員会議 1 回につき 2,000 円 15 回を限度とする。
 - ・反省会費 1 人 5,000 円
- 附 則 この会則は、令和 7 (2025)年 10 月 18 日より施行する。